

あいぽーと通信

令和4年
(2022)
12月発行
第63号

トピックス
Topics

- 令和4年度 人権に関する児童生徒の作品 表彰式・展示会
- あいぽーとスタディ
- 特集3「私は差別なんかしていない」と思っていますか?～部落問題を通して考える日常の中の差別～
- 「偏生思想に立ち向かうカラーユニバーサルデザインとは」
- 「水俣病と人権」水俣病について知っておきたいこと
- あいぽーと徳島情報

あいぽーと徳島では、人権に関するさまざまなイベントを開催しています。



12月4日(日)徳島県立二十世紀館すだちくん森のシアターにて人権に関する児童生徒の作品表彰式と、多目的活動室にて標語ポスター部門受賞作品の展示会を開催しました。

県内小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒を対象とし、「ひとのち ふれあい」をテーマに人権作品を募集し、意見発表に係る作文・作詩作曲・標語ポスターの3部門に、総数49,366作品の応募をいただいた中から、146点の作品を表彰しました。表彰式では、知事賞13作品、教育長賞47作品の受賞者に賞状が授与されました。

展示会では標語ポスターの知事賞、教育長賞、理事長賞受賞124作品が12月11日(日)まで展示されました。表彰式では、各部門



の審査委員長から次のような選評報告がありました。

「意見発表に係る作文」では、新型コロナウイルス感染症の拡大による差別を取り上げた作品や、多様性についての作品が複数あり、皆さんの関心の高さを感じました。また、ひとつの問題からほかの問題へも意識をひろげていく大切さを感じました。

「作詩作曲」では、これまでの自分自身の経験や日ごろ感じていることを素直に表現した詩



に、若い感性を感じることでできる印象的な旋律がつけられた作品が多くありました。皆さんの作品から、音楽が持つ、深く、柔らかな力を感じました。

「標語ポスター」では、仲間意識や個性の尊重に関すること、いじめ、高齢者、障がい者、外国人、性の多様性に関することなど、いろいろなテーマで描かれており、どの作品も人権問題の解決に向けて、明るい展望をもつことができるような作品でした。

あいぽーとスタディ

11月19日(土)小松島市児安小学校「なかよし子ども会」のみなさんがあいぽーと徳島にて、障がい者問題についての学習をされました。



令和4年度 人権に関する児童生徒の作品 表彰式・展示会

あいぽーと徳島情報

あいぽーと通信 63号

サテライト講演会(県北部)

ヤングケアラーについて学ぶ ～そばにいる大人が大切にしたいこと～

- 日時:令和5年1月17日(火)
午後1時40分～午後3時10分
- 会場:徳島県立総合教育センター「ホール」
(板野郡板野町伏字東谷1-7)
- 講師:南多恵子さん 京都光華女子大学 准教授
佐藤夏海さん 社会福祉士・元ヤングケアラー ●定員:50名

参加費
無料

申込
必要

サテライト講演会(県西部)

子どもの自己肯定感を 高める7つの方法

- 日時:令和5年1月29日(日)
午後1時30分～午後3時00分
- 会場:美馬市地域交流センターミライズ「活動のハコ」
(美馬市脇町大字猪尻西分116-1)
- 講師:長谷川満さん 家庭教師システム学院 代表
●定員:50名

参加費
無料

申込
必要

ハンセン病講演会

- 日時:令和5年2月16日(木)
午後1時30分～午後3時30分
- 会場:ときわプラザ「ブライダルコアときわホール」
(徳島市山城町東浜傍示1-1 アスティとくしま内)
- 講師:大高俊一郎さん
国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課長
- 定員:会場参加50名、ZOOM参加50名

参加費
無料

申込
必要

バイマヤンジンさん講演会

日本とチベット 異文化を超えて

- 日時:令和5年2月23日(木・祝)
午後1時30分～午後3時
- 会場:ときわプラザ「ブライダルコアときわホール」
(徳島市山城町東浜傍示1-1 アスティとくしま内)
- 講師:バイマヤンジンさん チベット音楽家
●定員:70名

参加費
無料

申込
必要

第3回県民講座

東日本大震災から10年 ～悲しみと共に生きる～

- 日時:令和5年3月3日(金)
午後1時30分～午後3時15分
- 会場:ときわプラザ「ブライダルコアときわホール」
(徳島市山城町東浜傍示1-1 アスティとくしま内)
- 講師:佐藤慧さん フォトジャーナリスト・ライター
認定NPO法人ダイアログフォービープル 代表
- 定員:70名

参加費
無料

申込
必要

第2回特別展示

「ReCollection」 ～東日本大震災から10年～

- 日程:令和5年2月25日(土)～3月12日(日)
- 会場:あいぽーと徳島 展示交流スペース
(徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリンターミナルビル内)
- 月曜日は休館日です。

入場
無料

第10回徳島カラーフリー文化祭 ～わたしの色、あなたの色、多様な性の物語～

- 日時:令和5年2月26日(日)
午後1時～午後5時ごろ(予定)
- 会場:ときわプラザ「ブライダルコアときわホール」
(徳島市山城町東浜傍示1-1 アスティとくしま内)
- 詳細は決定次第、あいぽーと徳島のホームページでご案内いたします。

参加費
無料

申込
必要

講演会をホームページ・ケーブルテレビでご覧いただけます

第3回「農業を食糧と職業にできる社会へ」 ～生きづらさ・働きづらさのある人とともに～(仮)

- 講師:小島希世子さん NPO法人農スクール 代表
- ケーブルテレビ放映:共通チャンネル「ケーブル12」(地上デジタル12ch)
令和5年1月29日(日)午後2時～午後3時
- ホームページ配信:あいぽーと徳島ホームページ:https://www.aiport.jp/
令和5年2月頃 配信開始予定

講演会、イベント、動画配信・放映等の詳細は決定次第、あいぽーと徳島のホームページでご案内します。

問い合わせ あいぽーと徳島(徳島県立人権教育啓発推進センター) TEL:088-664-3719
あいぽーと徳島ホームページ:https://www.aiport.jp/

徳島バスシートカラー 後部広告について

一人ひとりの人権の大切さについて考えるきっかけとしていただくため、JR徳島駅前発着の県内を巡回する路線バス4台の後部に広告を掲示しています。



人権相談のご案内

Tel.088-664-3701 (徳島県男女参画・人権課分室)

- | | | |
|-----------------------------|-------------------------|------------|
| ●人権擁護委員による相談 | 第2・第4土曜日 (10:00～16:00) | 面接相談及び電話相談 |
| ●弁護士による相談(要予約) | 第1・第3金曜日 (13:00～16:00) | 面接相談 |
| ●弁護士によるインターネット上の人権侵害相談(要予約) | 偶数月の第2金曜日 (13:00～16:00) | 面接相談 |

一人で悩まず
お電話を

[編集・発行]

あいぽーと徳島

徳島県立人権教育啓発推進センター
指定管理者 特定非営利活動法人 徳島ヒューマンネット
〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリンターミナルビル内
TEL.088-664-3719 Fax.088-664-3727
E-mail:info@aiport.jp

あいぽーと徳島 検索 https://www.aiport.jp

- 開館時間/午前10時から午後6時まで
- 休館日/月曜日(祝日の場合はその翌日)
年末年始(12月29日から1月3日まで)

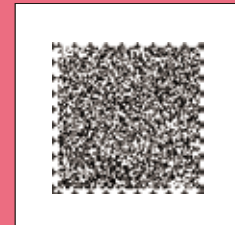
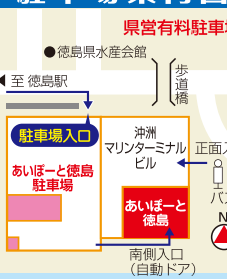
公共交通機関のご案内 JR徳島駅前から徳島市営バス⑥番のりば・徳島バス[中央市場線]に乗りし、[沖洲マリンターミナル]にて下車。



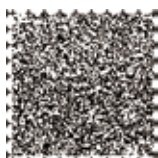
駐車場
案内

お車を利用の場合、ビル西側駐車場の「あいぽーと徳島」と表記のある赤いコーンの場所に駐車してください。
満車の場合は、ビル北側の県営有料駐車場をご利用ください。
●3時まで200円

駐車場案内図



(音声コード)



(音声コード)

特集

あいばーと徳島 同問題講演会

「私は差別なんかしていない」と思っていますか？
～部落問題を通して考える日常の中の差別～

●講師：上川 多実さん
BURAKU HERITAGEメンバー
令和4年11月26日開催

■部落差別のはじまり

私は東京でずっと暮らしていますが、両親がそれぞれ関西の被差別部落出身者で、私自身も被差別部落にルーツがあるという立場です。被差別部落はいつごろ、なぜできたのでしょうか。部落問題の入門書を引用すると、現在の被差別部落に繋がる被差別民の身分は16世紀末の豊臣時代から17世紀前半の江戸時代の初めにかけて成立し、17世紀の中頃から幕藩体制の確立と共に、法的・制度的に身分が固定されたとあります。また私が中学生の頃は教科書で「えた・ひにん」などと呼ばれていた賤民身分の人たちは一番下の身分であったという言い方がされていました。現在ではそもそも社会生活の外側に置かれていた身分であり、そういう人たちが住んでいた場所が今日の被差別部落であると言われています。

■相談できなかった差別への不安

ではなぜ部落差別が今もあるのか。大阪教育大学特任准教授の齋藤直子さんが書かれた『結婚差別の社会学』では、その理由を「近世の身分制度に由来する言説」「近代化による貧困化にまつわる言説」「部落差別に対する抗議活動への犠牲者非難」「ねたみ、新しいレイシズム」「リスク回

避」の5つに分類されており、もつと細かく分けていくといろいろな理由があり、これらの理由が複雑に絡み合って出てくることもありま。さらに言うと、その原因を追及するためには「なぜ部落の人たちは差別されるのか」という問いの立て方ではなく、「差別する側はなぜ差別するのか」という問われ方をしていかなければなりません。私は小さい頃から自分が被差別部落出身者だということを経験から聞いていて、生きていく中で自然とそれを受け入れていました。しかし中学生の時に、父親の妹が結婚差別を受け、被差別部落出身者とのつながりを絶つために音信不通になつていくと知ったことや、家のすぐ近くの会社で就職差別事件が起きたことから、私自身もいつか差別を受けるかもしれないということが、実感として見えるようになりました。

しかしその不安を誰にも相談することはできませんでした。なぜなら、家の外に一步出ると部落問題すら知らない人がほとんどだったからです。学校では部落問題や人権教育に関する授業もなく、部落問題が今もあるとはほとんどの人が理解しておらず、その先の私に話したい悩みだったり不安までたどり着けない。何年か先の就職や結婚についての悩みよりも、今現在私が不安に思っていたり辛く思っていることが周りにわかつてもらえないことのほうが辛いなとそのとき感じていました。

■差別をなくすために本当に必要なこと

部落差別について、「知らない人が多いならそのうち差別は無くなるのでは」「知らなければ差別しようがないんだから教えなければいい」という言葉をよく聞きます。しかし本当にそうでしょうか。それを実現するとしたら部落問題について知っている人全員が沈黙し、ネット上や書籍、映像にある記録も全て処分しなければなりません。具体的に考えていけば現実的ではない

■差別をなくすために本当に必要なこと

明治に入り、身分制度がなくなるのとはほぼ同時期、1871年に解放令（賤民廃止令）が出て、賤民の身分も廃止されました。これをもって制度として部落差別は廃止されたことになるのですが、その後の全国水平社や部落解放全国委員会（のちの部落解放同盟）の設立、1969年から2002年までの同和対策事業などを経てもなお差別がまだまだ残っているのが現状です。

す。きちんと見ることを怠ると、あつけなく自分も差別に加担する側になってしまうので、差別観の更新に対してアンテナを張るということが必要だなと思っています。



●講師プロフィール：上川 多実さん BURAKU HERITAGEメンバー

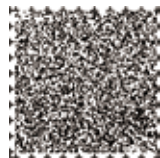
1980年東京生まれ。2011年に友人らと立ち上げたウェブサイト【「わたし」から始まる「部落」の情報発信サイト BURAKU HERITAGE】の活動をベースに、メディア出演や執筆などを行っている。WEB執筆記事に『東京に部落差別はない？--見えない差別を可視化するBURAKU HERITAGEの挑戦』（シノドス）、共著書に『部落の私たちがリモートで好き勝手にしゃべってみた。』（解放出版社）。

令和4年10月13日(木) 人権教育啓発リーダー養成講座を開催しました。

「優生思想に立ち向かう カラーユニバーサルデザインとは」

●講師：伊賀 公一さん
(NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構 副理事長)

赤色はどんな色でしょうか。その色が他の色と似ているか、違っているかは言うことはできますが、色自体を説明することはとても難しいと思います。自分以外の人の色の見え方を知る方法は極めて少ないです。色覚は遺伝することがわかっています。色覚異常のある人は、日本人の男性では約20人に1人、女性では約500人に1人いると言われています。文部科学省も「色覚に関する指導の資料」を出しており、学校でも黒板に赤や青のチョークで書いた文字が見えにくい子どももいます。今は、カラーユニバーサルデザインの一つに「色覚チョーク」という黒板上でも明るくて見分けやすい色で調整されたチョークが一般のものと同価格で販売されています。このチョークは開発に当事者が参加しています。当事者に相談することは必要だと思います。この他に身近なカラーユニバーサルデザインにテレビのリモコンがあります。リモコンボタンに文字で「赤」、「黄」等の表記を見たことがあると思います。このように色の名前を表示することで誰にとっても見やすくなっています。色覚異常は、色が全くわからないのではなく、見分けやすい色と見分けにくい色があるだけです。そのため想像がしにくく、理解がされにくいのだと思います。様々な色覚特性がある人の色の見え方を体験するための色覚シミュレーションツール(スマホアプリ)「色のシミュレータ」(浅田一憲氏制作)というのがあります。このアプリを使って気になったものを見てみてください。様々な見え方を体験し、理解につなげてほしいと思います。



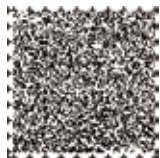
(音声コード)

令和4年11月17日(木) 人権教育啓発リーダー養成講座を開催しました。

●講師：永野 三智さん
(一般財団法人水俣病センター相恩社 事務局長)

「水俣病と人権 水俣病について知っておいてほしいこと」

水俣病は四大公害病の一つということで、学校で学んだ方もいると思います。白黒映像や写真、教科書の記述からは、今も続く問題だという認識がなかなか持てないと思います。水俣病は、人から人へ感染する病気ではありません。けれども「奇病」「伝染病」と恐れられました。また水俣の入り江に住んでいる人たちの多くが漁業に携わっており、最初の患者たちが移住者だったため「よその病」と差別を受けました。そして教育や就職、結婚の機会まで奪われました。水俣病は、地元の人が多く働いているチソ工場からの排水に含まれていたメチル水銀が原因です。メチル水銀が胃や腸から吸収され、神経細胞を冒し、脳を萎縮させ様々な症状を全身に発病させます。妊婦の場合は、母親だけでなく胎児も影響を受け、胎児性水俣病患者となりました。水俣病は1956年に公式に認定され、9年後に第二の水俣病が新潟で発生しました。その後、水俣の人と新潟水俣病患者が共闘し、水俣病が1968年に公害と認定されました。水俣病患者が公式認定されてから12年後のことです。現在、水俣病患者と認定された人で、一番若い人たちは50歳代です。また症状があっても認定されていない未認定患者や、水俣病への差別を恐れた人たちや工場で働く親族たち等の未申請患者もいるため、認定された患者が被害者の数ではありません。患者の多くは、頭痛、耳鳴り、手足のしびれやふるえなど見た目には分からない症状を抱えています。年を重ねるとにその症状はひどくなってきます。頭痛が続いて休んでも「なまけもの」と非難されるなど、健康被害だけでなく精神的苦痛も受けています。患者たちは、これまで日本や世界中で自分の体験を語り継いできましたが、高齢化しています。患者だけでなく、水俣病に関わる人々が水俣病の加害・被害について深く考え伝えていくことが必要だと思います。水俣だけのことでなく、皆さんも生活や社会に照らし合わせて考えてください。



(音声コード)